

第6日

令和5年12月6日（水）

午後3時15分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、10番半田雄三議員の質問を許可します。10番半田雄三議員。

（10番半田雄三君登壇）

○10番（半田雄三君） 皆様、お疲れさまです。本日5番目の一般質問の許可を得ました10番議員の半田でございます。

今回一般質問するに当たり、昨年度末の第3次総合計画、それから今回のマスタープランの一部変更等を協議していく中で、この場でこの機会に言っておかなきゃいかんということが出てまいりましたので、一般質問をさせていただくということになりました。後ほどまた細かいことにつきましては、発表なり質問なりしていくつもりですが、恐らく皆さん頭の中に入っている方もいらっしゃると思いますが、第3次の総合計画なりマスタープランの中で、人流、人の流れのデータが出ておりました。朝倉市に住んでいる人は平成22年から10年間で約6,000人ちょい減っております。ところが、昼間人口——昼間の人口と夜間人口で言いますと、昼間の人口ですと、朝倉市からほかの市町村に勤めに行っている人の数よりも4,000人入ってきている人の数の方が多いという事実があります。これはマスタープランの19ページに出ていますので、もう一回しっかり見ていただきたいと思いますが、唯一、福岡市にだけ600人ほど流出超過であって、福岡第3の都市である久留米市に対しても流入超過、朝倉市に入ってきている人たちの数が多いというデータが出ておりました。これを一般的にどうなのかと言いますと、朝倉市は拠点性が高い都市であるということになります、この結果だけで言うと。そういういわゆる潜在能力を持っているというふうに思って、今後もいろんな政策なり施策のほうにつなげていきたいというふうに思います。

後ほど質問席のほうから質問を続けさせていただきますので、5番目でありますので、皆さんの何となく早く終われというような圧は感じますが、しっかりやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（10番半田雄三君降壇）

○議長（小島清人君） 10番半田雄三議員。

○10番（半田雄三君） 通告書に従い質問をさせていただきますが、今回1番と2番の通告について、逆に2番のほうから先に進めさせていただきたいというふうに思います。

上位計画の変更についてというふうには書いております。マスタープランの一部変更については今回案内が来ておりました。

マスタープランといいますのは平成22年に策定されておまして、20年間にわたる長期的なまちづくりの指針であるということです。ですが、いわゆる都市計画マスタープラン

ですので、全体の上位計画なのかということ、多分第3次総合計画の方が上位の計画になるんだらうというふうに思います。ところが、上位計画である総合計画とかは期間は4年ですか。基本構想みたいなやつですら10年であることから、この20年という計画は本当に長い計画になっているということになります。

まず、お尋ねしたいのは、今回マスタープランが一部変更されますけれども、その一部変更はなぜ行われるのかということからお尋ねしたいと思います。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 今回の都市計画マスタープランの改定につきましては、まず1点目といたしまして、新庁舎の移転、それから国道322号の道路整備に伴う新たなまちづくりのためということで、新市庁舎及び甘木駅周辺の用途地域の変更を見据えまして、市の拠点エリアとして位置づけること。

それから、2点目といたしまして、新プラン21計画の事業完了によりまして、甘木土地区画整理事業を計画変更によりまして事業廃止とすること。

それから3点目といたしまして、平成29年九州北部豪雨によります経験のない大規模災害に見舞われた経験を生かすということで、防災に関する事項を追記するということ。

以上を今回の改定の目的としております。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 確かに今言われたとおりでと思いますし、それに沿って3次の総合計画とかの整合性も併せてということだろうと、必要に応じ変更が行われていくということだろうと思います。

普通のこのような変更というのは平成22年に策定されてから今までの間に何回行われてきたんでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） この第1次都市計画マスタープランでございますが、先ほどから言われておりますように、合併後の平成22年を初年度に策定をされておまして、令和12年を目標年としてございます。現在、策定から14年目ということになっておりますけれども、過去の改定につきましては、平成29年1月に新市庁舎建設予定地の用途地域変更に伴う改定の1回のみでございます。

なお、都市計画マスタープランというものは、長期的なまちづくり計画ということでございます。4年ごとに作成しております総合計画に合わせて、その都度改定等は行ってございません。以上です。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 今、総合計画に併せてやっておりませんということでしたが、恐らく今回の市庁舎の問題とかL字の解消の問題とか生じたときには、恐らく整合性がつかなくなるということもあるでしょうから、どちらの計画にもしておかないといけないとい

うことになってくるんだろうと思います。

今回、ずっとマスタープランにしましても、総合計画にしましても、ずっと読み込んでいまして、何かが変わっていくからこの計画ではちょっと通用しなくなる。だから変えようという動きに見えるんです。本来、市の計画を立てて20年の長い計画ですから、その途中でこれちょっと違うんじゃないかなということが出てきたときも変更すべきだと思うんです。訂正していった、そして舵取りをしていくべきだと思うんですけれども、特に、この平成22年にマスタープランが策定されたときき言いましたけれども、その辺の経緯がどうだったかというのをちょっと調べてみましたらば、平成8年に大分自動車道が開通しています。そして平成16年に長崎道が開通している。平成18年に朝倉市が合併です。それに併せてこのマスタープランをつくったということだろうと思うんです、平成22年に出来上がっているということは。ということは、その上、どういうことからこのマスタープランをつくり上げたかというところ、いわゆるモータリゼーションの進展というところ、それで町がどうなっていくかというところからスタートして課題をいっぱい出しているんです。その課題を解決するためにはどうしたらいいかというふうにやっているんですけれども、都市計画マスタープランの一部改定で、モータリゼーションが進展していくというのに対して、高速及びインターチェンジの扱いが非常に少ないんです。甘木インターの周辺のみ、甘木インターチェンジ周辺市街地と明記されて対応が書いてあるんですけれども、朝倉地域、杷木地域については地域拠点という言葉だけで高速の記載、インターチェンジの利用の記載というのが非常に少ないんです。これはどうしてでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 先ほどから申しております朝倉市第1次都市計画マスタープラン、平成22年に策定しております、20年間の計画ということでございます。

今回の改定は先ほどから申しておりますように、新市庁舎地周辺、それから甘木駅周辺の用途地域の変更を見据えてのまちづくりの方針の変更に加えまして、甘木土地区画整理事業の開始、それから防災に関する事業を追加したということ、これからそういったまちづくりをやっていきたいということで見直したものでございます。

それで、市内のこの3つのインターチェンジの周辺の土地利用につきましては、人口減少対策でありましたり、産業振興等のためにも課題として取り組む必要があるという認識は持っております。

現在、この朝倉、杷木インターチェンジにつきましては、各地域拠点に隣接する交通物流のための主要道路の結節のポイントとして私ども捉えているところでございます。

しかしながら、先ほどからおっしゃっていますように、このことについては今現在、第1次都市計画マスタープランには明記されていないという現状がございます。

この都市計画プランの上の土地利用の計画であります第2次国土利用計画のほうには、積極的な工業用地を確保する旨を記載しております。令和12年には策定予定の第2次都市

計画マスタープランの中で、御指摘の朝倉インターチェンジ周辺のゾーンとしての土地利用の方向性については十分検討していく必要があるというふうな考えを持っているところでございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） そうですね、工業地域というか、私はあまり工業地域と考えてないんですけども、基本的に、今、市にとって一番問題は何なのかというのは、いろんな施策も政策も人口減少の流れを少しでも食い止めるためにはどうしたらいいかというところから始まっていると思うんです。平成22年からの10年間で、朝倉市全体で6,000人強人口が減っているんですけども、その中で、甘木地域は6.1%、2,440人減っていて、朝倉地区は1,693人、19.1%減っている。杷木地域は1,949人減の25.8%の減と人口が減っているわけです。

ここの市役所周辺と言いましょか、甘木の市街地周辺を拠点地域と明記して進めているわけです。朝倉支所及び杷木支所周辺を地域拠点と考えられて動いているわけですけども、朝倉地域に限って言うと地域拠点の範囲が高速の北側になっているんです。だから、インターチェンジは含まれていない。だから、土地利用につきましてもインターチェンジがある側のほうはまるで手が出せないという状況になっているんです。

地域拠点というふうに書いていて、拠点というのが例えば商業の拠点、工業の拠点、交通の拠点とかいろいろあると思うんですけども、地域拠点という考え方はどんな考え方をされているのかをまずお尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） まちづくりの中での朝倉、それから杷木の庁舎周辺を地域拠点というふうに設定しております。これは、その地域の中に文化的な施設であったり支所を中心として都市機能が集約されている。そういったところで、そこに生活利便性を集約させて、今住んでいらっしゃる人々も含めて住みよい町としていきたいというところで、そこを中心として各地域のまちづくりを進めていきたいというところでの地域拠点としての設定というところが大きな考え方をっております。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 平成22年当時そうだったということですよ。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 第1次都市計画マスタープラン、このことについては改定をしておりますので、策定当時からそういった各地域の拠点としてやっていくという考えに変わりはないというふうなものでございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 朝倉市は246平方キロメートルですよ。大変広いので、拠点を一つだけにするという考え方では恐らく行き届かないだろうというふうに思います。朝倉

の中心市街地を中心とした都市拠点と地域拠点を2つという考え方は大変重要なことではあるというふうには思います。

もっと言いますとマスタープランの中で、先ほど言いましたように拠点というのを朝倉支所と杷木支所を中心に考えていらっしゃるんですよね、どっちも。で、甘木のみが中心市街地を中心に考えられている。

今おっしゃったように平成22年のときにそれを考えられて、これを進められてこられた。今回一部改定が必要であろうと思えるところが出たから改定をしようとした。ところが平成22年に考えていた考えをそのまま持ってきて、今じゃあこっちが拠点ですという考え方が通用するのかな。こんだけ朝倉と杷木地区が20%も25%も減っている要因というのは、その辺のずれにあるんじゃないのかなという気がしますがいかがですか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 朝倉、杷木地域の地域拠点ですが、先ほどから申しますように各支所を中心としております。その中心から800メートルの圏域から、特に朝倉地域におきましても、その800メートルの圏域から圃場整備を実施した農地であったり、土砂災害警戒区域等を除外したエリアを地域の生活利便施設の維持を図る拠点区域に今現在設定しております。

それで、各インターの周辺の土地利用について、ここも非常に重要な要素になってくるというふうに思っております。この周辺の居住環境であったり、農業生産環境に配慮しながらこの人口減少を抑制するというふうな土地利用を行うということは、非常に重要なことだというふうな認識は持っているところでございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） そうです、そのようなことは確かに書いてあります。そして、甘木地区の特別なというか甘木地区だけにあるゾーンという考え方の中で、甘木インターのインター周辺市街地ゾーンというのでできているんです、そのマスタープランの中で。そして、朝倉地区、杷木地区はインターチェンジ、杷木地域は入っているのかな、800メートルだから。朝倉地域だけに限定してみますとインターチェンジも入っていない、その拠点地域に入っていない上に、そういうインター周辺の市街地ゾーンなり、インター周辺の地域拠点ゾーンなりというゾーンは設けられていないわけです、一切。だから、その辺を何らかの対応をするべき必要があるんじゃないのかなという感じがしておりますが、いかがですか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） ちょっと答えになるかどうかということではありますが、都市計画マスタープラン、これにつきましては都市計画区域内のまちづくりをどうやっていくかというのをやっぱり主に計画するものでございます。ただ、そうは言え朝倉市、広うございますので、そういった都市計画区域外の準都市計画区域である朝倉地域、

杷木地域についてもやはり同じような視点を持ってやっていかないといけないという部分もございます。ということで、各地域の拠点といった形での設定をさせてもらっているということになります。

甘木インターチェンジ周辺につきまして、やはり用途地域とかそういった土地利用が明確に定められているということもあって、より詳しい土地利用計画、まちづくり計画ということで記載をしているところがございます。

繰り返しになりますけども、各朝倉、杷木地域のインターチェンジ周辺の土地利用についても、今後そこへの方向性を定めるといったところでの議論というのは、今後重要になってくるというふうな認識をしているところがございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） 先ほど都市計画地域というのが出ましたけれども、それもちょっと調べさせてもらおうと、都市計画地域と拠点地域の範囲が違うんです。朝倉インターでいうと朝倉インターの南側は準都市地域には入るんだけれども、この拠点地域には入っていないということにはなるんです。

インターのことばかり言っていますけれども、インターが3つあるというのは誰かの一般質問でも出ておりましたが、視察に行ったときに、朝倉市をどういう市ですかと言われて答えるときに、インターが3つあって、ダムが3つあって、人口が5万人で、240平方キロメートルでというような特徴の中の一つでもあるし、逆に言うと、例えばインターが1つもない市町村っていっぱいあるはずなんです。ぜひ1つインターを造ってもらえませんかと陳情されているところも多分いっぱいあると思います。それだけ何かの起点になれるべき機能があるところなのに、3つ生かしきっていないのが、もう歯がゆくてしょうがないんです。

先ほど言いましたモータリゼーションの進展というところからこのマスタープランの将来都市構造の考え方をしているわけですね。それから、いろいろ課題を出して、それをクリアしていこうとしているんですけども、モータリゼーションの進展というのは、我々住民にとったらプラスのことなはずなんです。ところが、モータリゼーションの進展によって起こるマイナスのことばかり書いてあるわけです、その対応ばかりを。だからモータリゼーションによって進展することに対して、どこがプラスになるとか、どこがチャンスになるというところがまるでない、抜けているんですよ。そこからもう一回ちょっと検証すべきじゃないかなというふうに私は思っているんです。

多分、平成18年に合併したときの甘木インターの通りというのは、まだ大分空きがあったのではなかったかなと思うんで、うちがたまたま店を朝倉インターのそばでやっておりましたので、支店を出そうかなという考えも持ったりしておりましたから、がらがらだったと思います。そういう動きを敏感にされたのが民間の動きだったんだらうなどと、ここがチャンスのところよねという考えの基に出されたのが多分民間の考え方だったんだらうと。

その考え方を市町村、自治体としてもそういう考え方をすべきじゃないかなというふうに思うんです。

特に現在6,000人減っている中で甘木地区が多少増えるような方向になったとしても、杷木と朝倉ががんがん減っていったら絶対トータルでプラスにならない。だから、杷木にもある程度拠点は必要だし、朝倉にも拠点は必要だろうと。その拠点という考え方を支所に置いているところ——当時、それぞれの町でしたから、そのときはそれでよかったのかもしれない。ところが、今、支所機能しかほぼない状況の中で、そこに拠点を置いたところに、もうモータリゼーションの流れの中から外れてしまっているんじゃないかなという気がします。

とにかく、私自身はそんなふうに思うんですけれども、ただここ一、二年の間に林市長になられてから駐輪場とか駐車場とかいうインター周辺の設備を造っていただきました。そのことによって非常に地域住民はありがたく、大変重宝しているといえますか、役に立っているというふうに思います。これ、どこかでやっぱりインターの使い方をもうちょっと上手にやるべきではないかなと思いますけれども、ここは市長はどんなふうに思われますか。

○議長（小島清人君） 市長。

○市長（林 裕二君） ちょっと過去のことになりますけれども、甘木インター、朝倉インターチェンジは、昭和62年2月に供用開始となっています。その後、甘木インターチェンジ周辺には、工業団地や大型商業施設等が参入して発展してきております。朝倉インターチェンジについては、地域の中心部付近に整備され、交通の利便性、物流の円滑化等によって、議員が言われるとおりインターチェンジ北側エリア、そして烏集院工業団地に企業誘致を行い、産業の発展を図ってきたものというふうに認識しております。

人口減少している現在の状況と将来的な人口推計等を踏まえ、朝倉インターチェンジの周辺の土地活用については、現在のところ、住宅地としての用途ではなく、居住環境や農業生産環境に配慮しながら、工業産業用地としての活用などによる民間参入が図られるような施策が必要であると考えているところでございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） ありがとうございます。本当に今の行き詰まっている状況のように感じておりますので、今後、朝倉インターチェンジの周辺の圃場整備とか、災害復旧によって復旧した農地等がありますので、それが終わらないことには多分身動きを取れないんだらうと思いますけれども、第3種農地として土地利用できないのかどうかだけ一つお尋ねします。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 朝倉インターチェンジから300メートル以内の農地につきましては、第3種農地というふうに区分され、農地の転用につきましては原則許可がで

きるということになるかと思えます。

しかしながら、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外されているという必要がございません。

朝倉インターチェンジ南側につきましては、農振除外されました農用地も見受けられますので、第3種農地に該当するようであれば民間参入等による土地活用というのも可能になってくるものと認識をしているところでございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） ありがとうございます。ぜひ、何とかうまくインターチェンジが利用できて、多分、見方によっては電車の駅が1つあるのとあまり変わらんぐらいの機能を果たしている可能性はあると思うんですね。西鉄久留米線が、それとか天神から直接電車がというのとそう変わらんような働きをしているように、朝倉市がインターチェンジを有効利用すればいいのではないのかなという気がいたしますので、ぜひもう一回、常々これを考えていただきたいというふうに思います。

次に、ちょっと逆になりました1番のほうの、災害復旧事業の進捗とその後についてというところに移らせていただきます。

これにつきましては、ほかの議員からも大分その話が出ておりましたが、まず全体の話が出ておりましたので、私のほうからは朝倉地区の河川、特に桂川水系のほうの進捗状況、もう終わりが近づいていると思いますけれども、今年7月の災害に遭った地域に対しては本当にお見舞い申し上げますし、申し訳ないんですけれども、順調に桂川水系の復旧事業は進んできたと思います。

当時、改良復旧事業を桂川水系ではしていただきました。当時恐らく画期的であっただろう改良復旧工事を進めていただいたことで、今年7月の雨でも多分前回よりも雨の量は多かったんじゃないかなというふうに捉えておりますけれども、それでももうちょっと余裕がある程度の出来にはなっておりました。それによって地域住民の方々は非常に安心感が出ているというふうには思いますけれども、反面、6年間にわたり仮住まいをされていたり、家を撤去させられたり、道が通れなかったり、そんないろんな地域住民の方に辛抱や我慢をしていただいたことも事実であると思います。ところが、災害に遭われた方たちがこの川に対して安心感が持てるという希望の下に、非常に辛抱とか我慢を受け入れてくださいますと、非常にスムーズに進んだのかなというふうに、うちの桂川水系のほうでは思っております。

行政と地域が同じ方向に考え方を持ったことが、この事業がある程度スムーズに進んだところだろうなというふうに思いますけれども、現在どの辺、あとどれぐらいで正確に桂川関係は終わるのかというのを教えてください。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 桂川水系の災害関連、これにつきましては福岡県のほう



で災害関連、それから災害助成事業ということで改良工事がなされております。

これにつきましては、平成29年災害の公共土木施設の復旧もそうでございますけれども、福岡県朝倉市においては令和5年度末で完成を予定しております。この桂川におきましても残りわずかとなっております、令和5年度中には全川工事が終わるというふうなところで今進められております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） ありがとうございます。やっと安定した落ち着いた生活が送れるようになると思いますし、地域の方々の安心感も本当に向上していると思いますので、本当に感謝しかありません。

ただ、問題が工事自体、工事をやっている途中で水が出なくなったりとか、いろんなことに対しては県が対応していただきました。

ところが、今度終わってみていろんなところが、例えば路面が荒れていたり、道の停止線が消えていたり、センターライン、それから路肩のラインが消えていたりとか、場合によったら水路が歪んでいたりとかいう可能性が多々出てきております。実際にもう出てきております。その他、復旧工事によりまして、川の広さと路肩の高さが、堤防の高さが高くなった関係でここは防護柵を造らないと危ないんじゃないかなという場所も出てきたりしております。その辺を1回全体を点検した上で、コミュニティと地区の区会長さん、区会長会の皆さんあたりと協議した上で対応していく必要があるのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） まず、災害復旧に伴いまして、工事車両の通行によって道路舗装等が損傷している箇所、これらにつきましては補修が必要と思われる箇所については、福岡県と朝倉市のほうで対応箇所を抽出いたしまして、県、市、それぞれで分担しまして計画的に舗装補修の整備をしていくこととしております。

しかしながら、今年7月に発生いたしました豪雨災害によりまして、地域によっては今後、実施される災害復旧工事の影響で遅れることも予想されます。地域と十分に協議をしながら対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、同じく災害復旧工事の工事車両によって農業用水路等が破損しているところも見受けられるということでございますけれども、それらにつきましても個々の損傷箇所に応じた対応が必要であるというふうに考えております。それで明らかに災害復旧工事車両等の通行が起因したと考えられる箇所につきましては、こちらについても福岡県及び朝倉市において協議して対応を検討していきたいというふうに思っております。

それから、河川が深くなって防護柵が必要になっているようなところもあるというふうなことでございますけれども、こういった形で堤防断面での防護柵等の工作物の設置につきましては、河川管理上様々な制約がございますので、個々の当該箇所ごとに判断をして

いきたいというふうに思っております。

それから最後にいろんな点検、地元の意見も聞きながらということですが、住民の皆さんの通行に不都合が生じているという状況等があれば、コミュニティと地域の意見を聞いた上で、私どもも確認を行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） もう一つ言い忘れておりました。堤防が高くなったことによりまして消防水利、防火水槽はかなりの数カバーしていただきましたけれども、いかんせん朝倉地区は消火栓がございません。だから水は防火水槽の水を出してしまうと多分15分、20分ぐらいで終わりますので、そのカバーをどこかの河川から持って来なきゃいけないわけですが、それへの対応はされてますでしょうか。

○議長（小島清人君） 総務部長。

○総務部長（平田龍次君） 桂川改修工事に伴いまして、地元要望として大福地区において2か所、蜷城地区において2か所の消防用坂路——坂道です、取水場を県に設置してもらっております。

また、桂川については、消防ポンプ車や可搬動力ポンプで取水可能な箇所が10か所以上存在しているところでございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） ありがとうございます。その対応をしておいていただかないと本当に火の心配も出てくるなというふうに感じておりました。

たまたま大きく被災した地域が朝倉地区と杷木地区なんですけれども、両地区につきましては、それこそ過疎債の対応地区であります。過疎債というのが地域振興の目的で使われるべきものですが、それをなるべく範囲を広げてと言いましょうか、この被災した地域の災害復旧工事の後の対応に使うことができないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 企画振興部長。

○企画振興部長（三浦弘己君） 過疎債の活用についてということでございます。

災害復旧完了後の事業に対します過疎債の活用につきましては、過疎法では過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、それから雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与するということを目的とされております。

このことから災害復旧事業につきましては、過疎対策事業債は対象ということにはなりませんけれども、朝倉市過疎地域持続的発展計画の中において、地域の持続的発展に関し必要な事項という項目で、平成29年7月九州北部豪雨災害からの復興を記載しております。過疎地域での災害からの復興事業に活用しているところでございます。

具体には、朝倉地域、杷木地域の市道の整備といったほか、旧松末小学校の跡地活用事業、それから災害伝承広場整備事業、池ノ迫定住促進住宅整備事業等に活用しているところでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） それと前回の議会の中でも出てきていたと思いますけれども、地域環境整備事業です、これも守備範囲といたしますか、もう少し広げてもらうわけにはいかないのかなという気がいたしますけれども、いかがですか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 地域環境整備事業でございますが、こちらは地域が主体となって生活環境を改善するために各地区において市道や里道、あるいは水路の改良、補修などを行う事業に対して補助金を支払うものでございます。

災害復旧完了後であったり、そういった道路の補修等につきましては、今現在のこの地域環境整備事業の適用を拡大せず今のまま事業の対象になり得るだろうというふうに思っております。

採択の可否につきましては、個々の当該箇所ごとに現地を確認して判断してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 10番半田議員。

○10番（半田雄三君） ありがとうございます。また個別に伺って相談をさせていただきたいというふうに思います。

本日5番目の一般質問で長い時間お付き合いいただきましてありがとうございました。

そして、住民を代表いたしまして、今回の復旧工事に対する対応に心から感謝を申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 以上で、10番半田雄三議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、7日午前10時から行い、一般質問を続行いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時零分散会